



剪定枝

戸別収集(無料)

清掃工場への
持ち込み

北部:○
南部:○

対象となるもの

- 個人が家庭の庭木を剪定した際に出る枝
※果樹等の枝、竹や枝が細く短いものや葉の割合が多いものも含まれます。
- 枝の直径が10cm以内かつ長さが50cm以内のものが剪定枝の対象です。(清掃工場に持ち込む場合はもやせるごみ)
- 枝の直径が10cmを超えるもの又は長さが50cmを超え2m以内の枝は粗大ごみです。(北部清掃工場に持ち込む場合はもやせないごみ。)
- 雑草、落ち葉、花、茎は、もやせるごみです。

注意点

剪定枝はごみステーションに出せません。
剪定業者やシルバー人材センター等が剪定したものは戸別収集の対象外です。(剪定業者等に処分まで依頼してください。)

出し方のポイント

- 電話で戸別収集(無料)をお申し込みください。
- お申し込み時に収集日(約1週間後)をお伝えします。
- 収集日当日の朝8時30分までに、門前等に出してください。

戸別収集の電話申し込み先

鹿児島市環境サービス財団

剪定枝戸別収集受付窓口 ☎099-268-8888

受付日時:月~土曜日 8:30~17:15

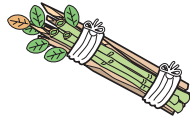
(ただし、12月31日~1月3日を除きます)

●対象となる剪定枝

枝の直径が10cm以内かつ長さが50cm以内のもの

※葉付きの枝や短く細い剪定枝も対象です。

※剪定枝以外のものを出さないでください。



●剪定枝の出し方

※できるだけひもで束ねるか、束ねることができないものは、45リットルまでの透明袋に入れてください。米袋、土嚢袋は使用できません。



↑ 束は片手で持ち運びができる程度の大きさ
↓

← 50cm →



剪定枝粉碎機の無料貸出

家庭から出た剪定枝をチップ化する粉碎機を無料で貸し出しています。

- 粉碎機ができること
剪定枝をチップ化します。
※粉碎できる剪定枝は太さ3cmまで、竹や細いものは粉碎できません。
チップ化したものは、雑草防止剤等としてリサイクルできます。
- 貸出条件
家庭の剪定枝の粉碎に使用してください。
粉碎したものは、ごみステーションに出せません。
- 貸出期間
市内に住所を有する個人→5日間
市内に所在する団体(町内会等)→10日間
- 貸出場所
資源政策課(みなと大通り別館)、清掃事務所、北部清掃工場、南部清掃工場、桜島支所桜島総務市民課、東桜島合同庁舎東桜島総務市民課、郡山支所総務市民課、吉田支所総務市民課、喜入支所総務市民課、松元支所総務市民課
※事前にご連絡ください。



チップ



作業の様子

剪定枝粉碎機の購入費補助金

- 対象
粉碎機を購入した鹿児島市民(市税の滞納がないこと)
粉碎機を購入した鹿児島市内の町内会(自治会)等
- 条件
鹿児島市内での使用に限ります。
※事業用除く
粉碎したものは、ごみステーションに出せません。
購入後3カ月以内に申請が必要です。
詳しくは市HP
- 補助金額
購入費(消費税含む)の2分の1(上限2万円)
※1世帯(1町内会等)につき1基まで



剪定枝粉碎機の無料貸出・補助金のお問い合わせ

資源政策課 ☎099-216-1290

